

船用ディーゼル機関の認証に関する統一解釈に関する事項

改正規則等

海洋汚染防止のための構造及び設備規則
船舶用原動機放出量確認等規則
海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領
船舶用原動機放出量確認等規則実施要領

改正事項

船用ディーゼル機関の認証に関する統一解釈に関する事項

改正理由

IACS は、船用ディーゼル機関の認証の際に適用する NO_x テクニカルコード及び選択式触媒還元脱硝装置を採用する場合に参考とする IMO 決議 MEPC.198(62)の種々の規定に対する解釈を IACS 統一解釈 MPC シリーズにおいて規定している。本会は同統一解釈を既に本会規則に取入れている。

当該コード及び決議には、IACS 統一解釈 MPC シリーズの規定を反映する改正が行われており、IACS 統一解釈 MPC シリーズの規定が最新の NO_x テクニカルコード及び IMO 決議 MEPC.291(71)の規定と重複している箇所もある。

このため、IACS は、IACS 統一解釈 MPC シリーズの規定が最新の NO_x テクニカルコード及び IMO 決議 MEPC.291(71)と整合するよう見直しを行い、10 を超える IACS 統一解釈を 2019 年 11 月に採択した。

このため、これらの IACS 統一解釈に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

- (1) 本会規則の規定のうち、NO_x テクニカルコードの規定に基づき規定した個所については、対応する要領に、該当する統一解釈の要件を規定した。
- (2) 前(1)に該当しない統一解釈については、NO_x テクニカルコード又は IMO 決議 MEPC.291(71)を適用する場合に併せて適用するよう、改めた。
- (3) 本会規則の規定が、最新の NO_x テクニカルコードと整合するよう、改めた。

改正条項

海洋汚染防止のための構造及び設備規則 8 編 1.1.2
船舶用原動機放出量確認等規則 1.2.1
海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領 2 編 4.1.2, 8 編 1.1.2, 2.1.3
船舶用原動機放出量確認等規則実施要領 1.2.1, 2.1.1, 2.2.1